



平成 28 年度 税制改正に関する意見書

平成 27 年 3 月 31 日

北陸税理士会

目次

はじめに	1
租税三原則と基本的視点.....	2
I 各税目に共通する改正意見.....	4
1. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者及び源泉徴収税額を除くこと.....	4
2. 減価償却計算を簡素化すること.....	4
3. 同族会社等の行為計算否認規定を明文化すること.....	5
4. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること....	5
5. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと.....	5
6. 税務調査手続について.....	6
7. 紳税者権利憲章の策定について.....	7
8. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること	7
9. 法定外資料の照会や提出の要請は必要最低限にとどめること.....	7
10. 死亡に伴う準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一し、相続による青色申告承認申請を相続税の申告期限と同一にすること.....	8
11. 確定申告書等電子申告提出可能書類を拡大すること.....	8
II 所得税法に関する改正意見.....	9
1. 土地建物等の譲渡損益の課税方式を見直すこと.....	9
2. 青色申告者の純損失の繰越控除の期間制限を見直すこと.....	9
3. 所得控除を整理・簡素化すること.....	9
4. 雑損控除の適用範囲を拡大すること.....	10
5. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと.....	10
6. 財産債務調書制度について見直すこと.....	10
7. 通勤手当の非課税限度額を日割り計算することが可能となるように見直すこと.....	11
8. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと	11
9. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一定要件のもとで必要経費とすること.....	11
10. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること.....	12
11. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること.....	12
12. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとすること.....	12
13. 大口株主等の上場株式等に係る配当所得の課税の特例を見直すこと.....	13

14. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を5年間に延長すること	13
15. 個人事業主の被服費等の購入費用を一定の要件を設けて必要経費に算入する規定を設けること	14
III 法人税法に関する改正意見	15
1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと	15
2. 役員給与の損金不算入制度を見直すこと	15
3. 貸倒引当金制度について	15
4. 退職給付引当金の損金算入を一定の中小法人について認めること	16
5. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間及び控除割合の制限を廃止すること	16
6. 清算所得課税を復活すること	17
7. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を一定の中小法人について認めること	17
8. 試験研究費に係る税額控除制度の見直しについて	18
9. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について	18
IV 消費税法に関する改正意見	20
1. 消費税の基準期間制度を廃止すること	20
2. 仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること	20
3. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること	20
V 地方税法に関する改正意見	22
1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること	22
2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること	22
3. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること	22
4. 償却資産の申告書の申告期限を法人税・所得税の確定申告期限に一致させること	23
5. 全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一すること	23
6. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること	23
VI 中期的に検討すべき課題	24
1. 消費税率の引上げに伴う軽減税率の適用について	24
2. 減価償却制度の見直しについて	25
3. 確定決算基準の維持について	25
4. e-TaxとeLTAXの効率的運用について	26
5. 相続税・贈与税について	27
6. 不服申立手続の改革の方向性について	27
あとがき	29

はじめに

北陸税理士会（以下「当会」という。）は、税理士法第49条の11（税理士会は、税務行政その他租税または税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。）の規定に基づき、平成28年度税制改正に関する意見を提言します。

この意見書を作成するにあたって、当会調査研究部では従来から次の三点を基本として、新たに会員や各支部から寄せられた意見について検討し、過年度の意見書を対照に集約しました。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

この意見書は、日常の税理士業務において納税者と直に係わりあう税務の専門家である実務家の立場から、税制および税務行政の問題点を把握し、その解決のための方向性を見直しており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の発展を目的としています。

必要とされる税制改正には、とりわけ中小企業や小規模事業を中心とした地域経済の活性化、少子高齢社会への対応、低所得者・経済的弱者層への配慮が重要な観点となります。

われわれ税理士は、単に税負担の軽減だけを求めるのではなく、公平を第一義として、国民一人一人が納得して納税できる税制の実現を希求するものであります。

税制に対する基本的視点

当会調査研究部では、税制改正を論議する際に、議会制民主主義を前提とした申告納税制度の下では、制度の成立過程や内容が透明で理解しやすく、その制度に基づき納税することについて、納税者の理解と納得なしには改正議論は進まないと考え方から、「公平・透明・納得」を基本的な考え方として、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、税制に対する視点を従来どおり次の5つに定めました。

1. 公平な税負担

税制の基本は税負担の公平だが、何をもって公平とするかの基準は様々であり、普遍的な公平の存在も流動的である。現在の少子高齢社会においては、特に低所得者層や経済的弱者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要である。

したがって、公平な税負担を実現させるためには、水平的公平や垂直的公平、更には世代間の公平が各々互いに補完し合えるような均衡のとれた税制を構築していく必要がある。

2. 自由な経済活動を妨げない税制

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を与えるためには、税制が経済活動や資産選択等に歪みや障害とならないようにしなければならない。特に税制改正については、財政状況についての周知を前提とし、その目的や内容について国民の理解が得られるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感が拭いきれない税制上の措置を見直し、超過負担を最小限に留められるよう継続的な見直しを行う必要がある。

3. 簡素な申告納税事務

申告納税制度は、納税者が自ら租税法規を理解し、税額を正しく計算して期限までに申告納税を行うことができるることを前提としていることから、租税制度は複雑難解なものであってはならない。また、制度を精緻なものとしても計算が複雑になりすぎては納税者の理解は得られない。さらに、単に納税者側の事務負担を軽くしても課税庁側の負担が重くなれば、結局、徴税コストの削減にはつながらない。

そこで、適正で公平な課税を実現するためには、納税者の事務負担がどの程度になるか、また、どの程度まで許容されるのかという視点も重要になってくる。たと

えば、源泉所得税など徴収義務者が税負担者の税額を計算し納付するものについては、その事務負担に対する十分な配慮が必要であるし、消費税についても事業者の事務負担への配慮が必要である。

したがって、簡素な申告納税事務であるためには、官民一体となった協力体制が必要であり、官民全体での徴税コストが常に最小限になるような制度であることが求められる。

4. 時代に適合する税制

わが国を取り巻くグローバルな経済社会環境は、日々刻々と変化を続けている。税制はこうした経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応していかなければ、新たな歪みや不公平を生じさせることとなる。

したがって、国際競争力の向上、自由な経済取引による国内需要の喚起といった観点から、国際的な整合性を保ち、既得権や既成の制度に影響されることなく、常に時代に適合する税制となるよう政策税制等の見直しを継続しなければならない。

5. 透明な税務行政

納税者の観点から税務行政庁に求めるものは、常に適正、公平で信頼できる（透明な）税務行政の執行である。

したがって、その実現のためには、特に税務行政手続に関する規定を法律において整備することが求められる。さらに、課税庁が適正で公平な執行を担保するため、通達等で運用上対応している現状も踏まえて、制度面のみならず執行・運用面での適正化も確立していくことが求められる。

平成28年度の税制改正に関する意見

(H**～) = 平成**年度分よりの意見

(～) = 平成16年度以前よりの意見

I 各税目に共通する改正意見

1. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者及び源泉徴収税額を除くこと

【条文】 復興財確法 6～38

【意見および理由】 (H27～)

復興特別所得税については、利息、配当、給与等における源泉徴収事務に多大な影響を及ぼしている。さらに、申告実務上、グロスアップ計算が複雑であり、また、法人が復興特別所得税の控除あるいは還付の手続を受ける場合には、所得税と復興特別所得税は別個に税額控除されるため、区分経理及び別個に申告書を提出する必要があるなど、過度に複雑な制度となっている。

したがって、復興特別所得税は源泉徴収の対象外として所得税と統合する。また、その場合に不足する復興財源については、所得税（源泉徴収税額表の改定を含む）の税率を見直すことで対応する。

2. 減価償却計算を簡素化すること

【条文】 所令120の2、134、法令48の2、61

【意見および理由】 (H27～)

償却保証額等を用い複雑な計算が必要となった減価償却方法を簡素化すべきである。

平成19年3月31日以前取得の資産については、償却額の累積額が95%に達した時点でいったん償却計算が終了し、次期以降60ヶ月を目標に残存価額が1円になるまで償却計算が続くが、この計算方法を改め、償却額の累積額が95%を超えることになったとしても計算方法を変えることなく、残存価額が1円になるまで償却計算を継続させるべきである。

平成19年4月1日以後取得の資産について定率法を適用して計算する場合、償却額が保証額に満たなくなった段階で、改定取得価額を用いた定額法に計算方法が切り替わり、耐用年数が終了した時点で残存価額が1円残るという計算の趣旨は理解できるが、このことが定率法の計算を複雑怪奇なものとしているため、保証額を用いた計算を取り止め、残存価額が1円になるまで従前の定率法償却率を用いた償却計算を継続させるべきである。

3. 同族会社等の行為計算否認規定を明文化すること

〔条文〕 所法 157 法法 132、132 の 2~3 相法 64 地価法 32

【意見および理由】 (H19~)

同族会社等の行為計算の否認規定は、私法上は有効な行為ではあるが、主として租税軽減を目的に行われる行為であるものに対処するため設けられたものであり、条文においては「これを容認した場合には税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」と規定されている。

しかし、この規定では課税要件が明確化されておらず、いたって抽象的かつ包括的であり、それゆえに課税庁の裁量権に依存せざるをえず、恣意性の介入は避けられない。

したがって、課税要件明確主義の見地から、法令等において「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきであり、少なくとも具体例は示すべきである。

4. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること

【意見および理由】 (H24~)

法人税法、相続税法等において、同族関係者および特別関係者の範囲を定める場合は、民法上の親族概念が借用されているが、現在の社会情勢から相当に乖離していると言わざるを得ない。

したがって、同族会社の判定、特定同族会社の判定、非上場株式の納税猶予制度における納税猶予の取消事由などに用いられている親族概念を、制度の趣旨に合致した範囲に限定することが必要である。

【検討】

取引相場のない株式等の評価に際しての同族関係者の範囲は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等姻族程度が適切である。

5. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと

〔条文〕 印法 8・11・20

【意見および理由】 (H25~)

印紙税の納付方法に用いられる収入印紙は、国庫収入となる租税、手数料その他の収納金の徴収を目的として財務省が発行する証票である。印紙税法第8条第1項では「・・・当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を・・・当該課税文書に貼り付ける方法により、印紙税を納付しなければならない」となっており、また、印紙税法の規定では印紙を発行する規定がないことから印紙税法を廃止しても、国庫収入の印紙税にかかる収入以外の収入には何等影響はない。

総論として、経済取引にかかる契約決済等の電子化、多様化が進展する現在では、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので、廃止の方向で全面的に見直すべきである。

各論として、印紙税法第11条「書式表示による申告及び納付の特例」で申告し、調査を受け、申告漏れが発生した場合には修正申告となり、納付した本来の印紙税相当額は損金となり加算税が損金算入となる。一方、印紙税法第8条「印紙による納付等」の場合は、3倍又は1.1倍が全て過怠税として損金不算入となっている。印紙税法の過怠税について本来の納付すべき税金部分については、税の公平性からも本来納付すべきであった印紙税額については損金算入すべきである。

6. 税務調査手続について

【条文】通則法第7章の2関係

【意見および理由】（一部加除H25～）

国税通則法等に基づく税務調査手続の適正化への取組みは、申告納税制度における国と国民・納税者間の信頼関係を維持発展させるために欠かせない。そのためには手続規定の不断の見直しが必要である。実効ある制度の実施に向けて次の点について検討すべきである。

【検討】

（1）税務調査の事前通知について

① 事前通知事項の文書化

事前通知すべき事項として11事項が法定化されているが、通知方法についての定めがなく、原則として電話により口頭で行うことになっている。しかし、口頭で通知された場合、通知事項すべてが正確に納税者に伝わらない恐れがあり、また、通知漏れも考えられる。法定化された事前通知事項は書面で行うべきである。

② 事前通知の時期

事前通知の時期については法令に規定がなく、運用上調査開始日までに納税者が調査を受ける準備等ができるよう、調査までに相当の時間的余裕を置いて行うこととしているが、担当者や統括官の判断により短期間のこととも考えられることから、最低でも2週間前とすべきである。最低期間を保証すべきである。

（2）提出物件の留置きについて

国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができると法定化された。ただし、提出される物件が、調査の過程で課税庁職員に提出するために納税義務者等が新たに作成した物件である場合は、「留置き」には当たらない取扱とされている。

一般に、「留置き」の対象となる提出物件は、質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲に含まれるものであると考えられる。しかし、電子商取引

や経理処理の電算化の進展に伴い電子媒体に記録されたデータ等、対象物件を巡り判断に迷う場合も生じている。

したがって、調査の現場で混乱が生じることが無いように、具体的な判断基準を明示すべきである。

7. 納税者権利憲章の策定について

【意見および理由】 (H25～)

平成23年度税制改正大綱（抄）で示された納税者権利憲章（以下「憲章」という。）については、税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するための礎となるべきものであり、早急に策定されることが望まれる。

憲章については、複雑な税務手続を納税者の視点から理解し易いものとなるよう、一覧性のある形で、平易な言葉で簡潔・明瞭に示す形での策定が望まれる。

また、国税通則法第1条の目的規定を改正して、「憲章」を策定して納税者の権利保護を図るべきである。

8. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること

〔条文〕 法法122 法令30、52、119の6 消法9、19、30、37 消令20 通法17

【意見および理由】 (～)

法人税の青色申告承認申請書をはじめ、棚卸資産・有価証券の評価方法や減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の提出期限は、当該事業年度の開始日の前日までとされており、また、消費税の課税制度等の選択届出書については、課税期間開始日の前日までとされている。しかし、評価方法等の変更の判断や設備投資等の事業計画は決算確定後に行なうことが一般的であり、現行規定では実務上の不都合を招きかねず税制上の不利益を被ることがある。

公平な税負担、自由な経済活動を妨げない税制、簡素の申告納税事務、時代に適合する税制、透明な税務行政を実現するためにも、不都合や不利益の原因となっている現行の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限と同一にすべきである。

9. 法定外資料の照会や提出の要請は必要最低限にとどめること

【意見および理由】 (一部加除～)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始されます。申告書及び法定調書などを提出する方や源泉徴収義務者となる事業者は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

今後、マイナンバー制度を利用した法定調書制度などの整備が進むことから、納税者に対して照会や提出依頼のある法定外資料に関する要請は、必要最低限にとどめ、納税者の理解を得られるもののみに制限すべきである。

【検討】

個人情報保護法では、第三者への個人データの提供に関する本人同意は、国などの法令上の事務遂行上、その同意取得が支障になる場合には必要ないとされているが、個人データについては、正確性を確保し安全管理に努めることが必要である。

10. 死亡に伴う準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一し、相続による青色申告承認申請を相続税の申告期限と同一にすること

[条文] 所法 124、125、144 消法 45

【意見および理由】（～）

被相続人の死亡した年の所得税額は、相続税の債務控除の対象となるため所得税の計算を先行する必要があるとされているが、現実には、相続財産の分割後でなければ当該所得税額の計算が困難なことがある。

したがって、準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一すべきであり、相続財産に不動産所得の起因となる資産がある場合には、分割協議の成立前に事業承継者が定まらないことがあるため、相続による青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と同一にすべきである。

11. 確定申告書等電子申告提出可能書類を拡大すること

[条文] 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律関係

【意見および理由】（新設）

法人税確定申告等において提出を求められる書類の一部には、電子申告では提出ができないため、送付書に添付して、別途、署に持参又は郵送しているのが現状である。電子申告により全ての必要書類が提出可能となるように、提出可能な書類の範囲を拡大すべきである。

【検討】

マイナンバー制度並びに電子申告の利用で確定申告書添付書類等全ての書類が税務署に提出可能となれば、申告納税制度における納税者の利便性が高まり、納税環境整備や税務行政の効率化に大いに貢献するものと期待できることから、技術的課題について検討すべきである。

II 所得税法に関する改正意見

1. 土地建物等の譲渡損益の課税方式を見直すこと

[条文] 所法 69 措法 31・32

【意見および理由】(一部加除 H24~)

土地建物等の譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の損失について損益通算が認められない現行の課税方式では、担税力を失った部分に対しても課税しており、わが国の経済変動に対応できず、土地取引の活性化や遊休不動産の流動化を阻害している。そもそも税体系や税制は、経済活動や資産選択等に対し中立的であるべきである。

したがって、土地建物等の譲渡損益については、他の所得との損益通算を認めるべきである。また、土地建物等の譲渡益に対する特別控除についても復活させるべきである。

2. 青色申告者の純損失の繰越控除の期間制限を見直すこと

[条文] 所法 70 所令 201

【意見および理由】(H25~)

所得税の更正の請求期間 5 年にあわせて、現行の 3 年間から 5 年間に延長すべきである。

3. 所得控除を整理・簡素化すること

[条文] 所法 73~86

【意見および理由】(一部加除 H24~)

所得控除は、長期にわたり累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下しているとともに、本来、所得税に期待される格差是正機能を弱める結果となっているとの指摘がある。

また、社会保障の安定財源の確保を図るため、税制における社会保障給付の機能を見直すこと、すなわち、所得控除から税額控除、手当への流れが検討されている。

人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化・多様化してきており、実態に対応しきれていない人的控除制度は、基礎控除に統合する方向で組み替える必要がある。

【検討】

医療費控除については、社会保障制度の充実により保険金や療養費等で補填される場合が増加している半面、これら保険金等の医療費からの控除漏れが散見されることから、社会保障制度と一体化した見直しが必要である。

配偶者控除および配偶者特別控除については、年金受給世代で適用を受ける場合には、既に公的年金等特別控除等により現役世代よりも優遇されている。また、共働き

世帯数の増加など、多様化する労働形態に対応し、女性の社会進出を促進する観点から、基礎控除にまとめて控除額等を抜本的に見直す必要がある。

4. 雑損控除の適用範囲を拡大すること

【条文】 所法 72

【意見および理由】(H22～)

災害または盗難もしくは横領による資産損失にのみ認められている雑損控除の範囲を時代の変遷と損失内容の多様化に適合したものとなるように、金融機関が破綻した場合の預貯金等や近年多発している詐欺による損失といった納税者の無過失による損失も適用対象に加えるべきである。

5. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと

【条文】 所法 181～215

【意見および理由】(～)

現行の源泉徴収の対象となる所得の範囲は複雑で徴収漏れによる弊害や徴収納付にかかる費用負担が嵩むのが現状である。

したがって、所得の支払段階で源泉徴収しておかないと所得税の徴収が困難にとなるような場合を除いて、事業所得や雑所得で確定申告することを前提としている所得に係るものについては、源泉徴収の対象を縮小・限定すべきであり、特に報酬・料金等に対する源泉徴収については、申告納税制度が普及した現代において、その必要性が薄れていると考える。

【検討】

源泉徴収制度は、申告納税制度の枠内にある「徴収のための」制度であり、たとえそれが税金の安定的・効率的徴収に貢献しているとはいえ、申告納税制度の理念に照らして、源泉徴収の対象となる所得の範囲は縮小・限定の方向で見直すべきである。

6. 財産債務調書制度について見直すこと

【意見および理由】(新設)

平成 27 年度税制改正において、申告内容の適正性を担保する目的で財産債務調書の提出制度が導入される。しかしながら、この制度には、①時価の把握が困難な資産があること、②毎年末の一時的な時価評価の必要性に乏しい資産があること、③記載漏れあるいは記載誤りに対する加算税や毎年の評価替えのコストが納税者の負担となること等の問題点が指摘されている。

納税者の理解のもとで運用可能な制度となるためには、①記載すべき資産を限定すること、②時価の記載を不要とするとともに資産総額基準をなくすこと、③加算税の重課措置は取り止めること、④所得基準を引き上げて非経常的な所得はその対象外と

すること等について見直すことが求められる。

7. 通勤手当の非課税限度額を日割り計算することが可能となるように見直すこと

[条文] 所法9 所令20の2

【意見および理由】(新設)

所得税法において通勤手当は、通勤に要する費用に充てられる実費弁償的なものとして、通常必要と認められる範囲までは非課税所得とされている。

しかし、マイカー等の交通用具を使用する通勤費の非課税限度額は、通勤距離に応じて月額が定められており、日額割によるべき旨の規定はない。そのため繁忙期等の季節的要因により出勤日数に偏りを生ずる事業従事者は、年間の出勤日数が同じであっても、平均的に出勤する者と比較して課税所得が通勤費の非課税限度額を超える部分だけ過大となる。

したがって、現行制度の簡便性は認めるものの、課税の公平の見地から、季節的要因に配慮して、1月を20日程度として通勤費の非課税限度額を日割り計算することを選択適用できるように見直すべきである。

8. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと

[条文] 所法56

【意見および理由】(H19～)

この規定は、現在では恣意的な所得分割による租税回避を排除すること以外に法的な価値が認められず、世帯単位課税を旨としていた時代に照らせば、今や錯誤的な存在として問題視されている。

複式簿記による記帳慣行が成熟した現在において、個人単位課税に立脚した事実関係が証明できる場合には、企業の組織形態ではなく役務の対価として相当と認められるものについては必要経費とすべきである。

したがって、この規定は廃止の方向で検討すべきである。

9. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一定要件のもとで必要経費とすること

[条文] 所法37、56、57

【意見および理由】(～)

青色申告者は事業と家計とが明確に分離されており、青色事業専従者については、労働の実態や給与の支給形態等において、一般の従業員と何ら異なるところがないにもかかわらず様々な法的規制が定められている。

したがって、青色事業専従者給与に関する形式基準や届出制度を廃止し、役務の対

価として相当である部分の金額については必要経費に算入できることとすべきである。また、退職金として合理的な範囲内の金額についても必要経費への算入を認めるべきである。

10. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること

【条文】 措法 41 の 4 (平成 4 年)

【意見および理由】 (～)

この制度はバブル経済期における地価高騰や過度の節税への対策として設けられたものであるが、現在の経済状況下においては、当初の政策目的は既に失せている。

このような損益通算の制限は所得のないところに課税するものであり、法人税法(平成 10 年度改正)との整合性を保つ観点からも、現行の不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定は早急に廃止すべきである。

11. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること

【条文】 措法 39

【意見および理由】 (一部加除～)

相続税法が改正され、相続税の納税者や納税額が増加することが予測される。これにより、相続税の納税資金に充てるために土地等を売却する事例や非上場株式を発行会社に譲渡する事例が増加することが予想される。その際、土地等の売却には契約成立までに相当な熟慮期間を要する場合や、非上場株式の発行会社の資金繰りの問題などから適用期間の延長が必要と思われる。

したがって、譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を相当期間延長すべきである。

12. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとすること

【条文】 措法 41

【意見および理由】 (～)

親の所有する家屋に子供が借入金で増改築を行って居住することは多々あることだが、現行法の規定によれば、住宅借入金等特別控除の適用対象外とされている。

税務執行の実務において、既存家屋の所有権を子供に移してから増改築を行った場合には当該適用は認められるが、既存家屋が親の所有のまま子供が増改築を行った後に所有権の移転登記をした場合には認められない。そのため、適用要件を満たすためにあらかじめ既存家屋の所有権の全部または一部を子供に移転してから増改築を行うという対策が一般的に行われている。

結果としての経済的実質が全く同じであるにもかかわらず、形式的な登記の手順によっては、その適用に可否が生ずるという不合理な事態が生じている。

したがって、住宅投資の促進と担税力への配慮という制度の趣旨を生かしつつ、現実に国民の間で広く行われている増改築の実態に即した住宅借入金等特別控除の適用を可能にするため、自己の所有する家屋に限定せず、親族など一定範囲の者が所有する居住用家屋について増改築を行うことを適用要件とすべきである。

13. 大口株主等の上場株式等に係る配当所得の課税の特例を見直すこと

【条文】 措法 8 の 4 措法 9 の 3 措令 4 の 6 の 2

【意見および理由】（一部加除 H26～）

上場株式等の配当については、総合課税によらず申告分離課税を選択できる。ただし、大口株主等（株式の保有割合が 3%以上の個人）が支払を受ける配当等については、所得再分配機能の回復の観点や、事業参加性という側面から会社法における少数株主権の制度との整合性を図るために、総合課税により課税することとされている。

株主の事業参加的側面を会社法上の少数株主権（株主総会招集請求権、役員解任の訴えの提起）などを参考にして、保有割合を 5%から 3%（平成 23 年 10 月 1 日以後支払を受けるべき配当等）へ改正されたものであるが、上場株式以外の株式の評価方法を定めた財産評価通達では配当還元方式が適用できる者の保有割合や受取配当金の益金不算入制度について設けられた 5%基準等との整合性がとれなくなっている。また、新たに大口株主に該当することとなった納税義務者は、大口株主の立場で支払いを受ける配当以外の上場株式等の配当についても、全て申告分離課税の選択ができない。

したがって、大口株主等の要件については、株式保有割合を 5%に、また、大口株主に該当する納税義務者の配当所得の内、少数株主に該当する立場で支払いを受ける上場株式等の配当については、大口株主以外の他の一般投資家と何ら立場の異なるものでないことから、申告分離課税の選択ができるように見直すべきである。

14. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を 5 年間に延長すること

【条文】 措法 47 条の 12 の 2⑥

【意見および理由】（新設）

少額投資非課税制度（NISA）との関連性から、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の 3 年間から 5 年間へ延長すべきである。

個人投資家の株式市場への参加促進によって、深刻化する株価低迷に歯止めをかけようという趣旨から、平成 15 年 1 月 1 日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除ができることとなりました。

また、将来への備えとなる資産づくりの促進（家計の安定的な資産形成の支援）、経済成長のために家計の金融資産を有効活用（家計からの成長資金の供給拡大）という趣旨から、平成 26 年 1 月より少額投資非課税制度（NISA）が創設されています。

証券市場の活性化といった同じような趣旨から創設された少額投資非課税制度（NISA）の非課税期間が 5 年間であるのに対し、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間は 3 年間であることから、証券税制の統一性を図るため、譲渡損失の繰越控除期間を 5 年間に延長すべきである。

15. 個人事業主の被服費等の購入費用を一定の要件を設けて必要経費に算入する規定を設けること

〔条文〕 所法 57 の 2

【意見および理由】（新設）

平成 24 年度改正での給与所得者の特定支出控除との関連性から、個人事業主についても一定の要件を設けて、ビジネススーツ等の被服費の必要経費算入を認めること。

昭和 49 年 5 月 30 日京都地裁の判決で、「被服費は、一般的に個人的な家事消費たる家事費に属すると解するのが相当である。」と述べたうえで、「専ら、または、主に家庭において着用するのではなく、これを除き、その地位、職種に応じ、勤務ないし職務上一定の種類、品質、数量以上の被服を必要とする場合には、その被服費の支出は勤務についても関するものとして、家事費ではなく、家事関連費であると解するのが相当である。」との判決がありますが、平成 24 年度の改正すでに給与等の支払者の証明等を要件に、一定の限度額までは給与所得者の必要経費と認められることから、個人事業主についても、一定の要件を設けて被服費を必要経費に算入する規定を明文化すべきである。

III 法人税法に関する改正意見

1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと

[条文] 措法 61 の 4

【意見および理由】(一部加除 H24~)

企業の事業活動に必要不可欠とされる慶弔費等は、冗費とは言い難く、適正な支出であれば自己資本の充実も阻害しないことから、本来の課税趣旨に合致しない慶弔費等は、交際費等の範囲から除外すべきである。

2. 役員給与の損金不算入制度の見直し

[条文] 法法 34、法令 71、H18 改正法附則 23、H18 改正法令附則 2

【意見および理由】(H25~)

(1) 使用人兼務役員の判定基準について

一定の中小法人については、役員のうち使用人兼務役員になれないものとしての判定基準を、肩書等（専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員）による形式基準ではなく、その勤務実態から職制上の地位が認められる者で、一定の役員については、実質基準により使用人兼務役員と認めるべきである。

(2) 定期同額給与の改定について中小企業の場合にはその要件を緩和すること

業績悪化改定事由については、法人税基本通達9-2-13や「役員給与に関するQ&A」において例示されていますが、中小企業にとっては、いずれも「業績悪化改定事由」を主張することが困難であるので、この点を考慮して見直すべきである。

【検討】

「業績悪化改定事由」として一定の中小企業については、対前年比売上減少比率の項目（例えば30%減）と対前年比利益の減少比率の項目（例えば50%減）を両方とも満たした場合を追加する。

3. 貸倒引当金制度について

[条文] 法法 52 法令 96①三 措令 33 条の 8③

【意見および理由】(一部加除 H25~)

(1) 個別評価対象貸倒引当金について

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、破産手続開始の申立てがあつた場合等の要件が定めら、対象債権金額から一定額を控除した金額の 50%相当額が繰入限度額となるが、実際の配当率等を参考にして現行の 50%の繰入率を見直す必要がある。

中小企業の取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況になった場合

の配当率は、0～数パーセントがほとんどであり、50%の繰入限度額という設定は現実と乖離している。これらのケースは裁判手続きを経て行われるものであり、平均的な配当率等についての情報を収集することは比較的容易であると考えられる。

(2) 一括評価対象貸倒引当金の繰入限度額を法定基準額で計算する際の基準年度を変更すること

一括評価による貸倒引当金の繰入限度額を法定基準額で計算する際、簡便法による実質的に債権とみられないものの額の計算式中の基準年度を、受取配当等の益金不算入制度の控除負債利子の額を簡便法で計算する際の控除割合計算式中の基準年度である平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度に統一させるべきである。

4. 退職給付引当金の損金算入を一定の中小法人について認めること

[条文] 旧法法 54 法法 22④

【意見および理由】(H25～)

法人税法上の各事業年度の所得は、一般に公正妥当と認められる会計処理を基準として計算される。債務確定主義を原則とすれば、退職給付引当金はその例外として、別段の定めをもって認められていた。平成 14 年に同引当金が経過期間（最大 10 年）を経て廃止された。また、同制度が廃止された以後、非正規雇用・ワーキングプアといった雇用条件の格差の問題が顕著となってきた。

中小企業が準拠すべき「中小企業の会計に関する指針」等においても当期の費用に属する金額を当期の費用に計上しなければならないとしている。

したがって、退職給付引当金の損金算入を一定の中小法人について認めるべきである。

5. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間及び控除割合の制限を廃止すること

[条文] 法法 57

【意見および理由】(一部加除 H27～)

平成 27 年度税制改正において、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除は 9 年から 10 年に延長され、大法人については欠損金の控除限度額は、その事業年度の所得の 80% から 65%、50% 相当額になった。

しかしながら、営業年度はゴーイングコンサーンのもとで人為的に区切られたものに過ぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、例えば、アメリカでは 20 年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。また、わが国においても、法人税法上、資産整理に伴う私財提

供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。

したがって、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除については、期間及び控除割合に制限を設けるべきではない。

とくに、中小法人については財務的基盤が脆弱であることから、原材料値上りによるコスト高、売上の減少、資金繰りの悪化等に対処した事業の再生支援のためにも期間制限を廃止すべきである。

6. 清算所得課税を復活すること

【条文】 旧法法 5、92～120

【意見および理由】 (H27～)

平成 22 年 10 月 1 日以後の解散した法人については、その残余財産が確定する事業年度における課税の計算は、従来のいわゆる財産法から損益法に改められた。

しかし、損益法は継続企業における所得計算には適合するものの、「清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす」(会社法 476) とされている清算株式会社においてはどうであろうか。可能な限り収益を上げ利潤を追求しようとする法人と、現務の結了、債権の取り立て及び債務の弁済そして残余財産の分配(同 481)のためにのみ存在する法人とを税制上同列に扱うことは疑問である。

損益法を採用した理由として、いったん解散しながらその後「継続」(同 473) する法人が多いこと、解散の前後で課税方式が異なるようにすることなどが挙げられている。しかし、どれくらいの法人が継続し、あるいは法形式のみ解散の手続きをとりつつ、他の法人において同一事業を継続して行うという事例がどの程度存在するかは明らかではない。また、期限切れ欠損金額をいかにうまく使うかが税負担の大小のポイントである、とういような解説が喧伝されているが、むしろ枝葉末節な議論ではなかろうか。

したがって、会社法を無視した本改正については、改正前の清算所得課税に戻すべきである。

【検討】

財産法を用いた租税回避の事例が現に顕在化するのであれば、それらの例を開示したうえで個別税制を構築して対処すべきである。

7. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を一定の中小法人について認めること

【条文】 法法 37 指法 66 の 4

【意見および理由】 (一部加除 H25～)

経済のグローバル化に伴い製造業を営む中堅中小企業の中でも、生き残りを賭け海

外に子会社を設立し、海外に製造拠点を移す動きが今後も続くものと予想される。その際、海外に設立した子会社は当面赤字続きで、事業の運営上、現地の他社に管理を委託することが困難な場合が多く、結果として国内の親法人が様々な業務支援を行っている現状が見受けられる。また、親会社が子会社に対して、実際に役務の提供にかかる対価を請求する場合には、相手国によっては親子会社間の送金には現地国の法令上の制限から実質的に請求できない場合もある。

したがって、法人税法基本通達9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)のほか、海外進出時の一定期間における子会社支援についても経済合理性があるものとして、海外進出計画等の提出を要件に、国外関連者に対する寄付金の損金算入を一定の中小法人について認めるべきである。

8. 試験研究費に係る税額控除制度の見直しについて

【条文】措法42の4

【意見および理由】(一部加除H25~)

国際競争力の維持向上のためには、企業が研究開発投資は欠くことができないものであり、まさにその活動は生命線である。

試験研究費に係る税額控除制度では、支出事業年度に控除出来なかった金額については翌事業年度に繰り越しての控除が不可能になった。しかし、研究開発費については、投下資本の回収に長期間を要する場合が通常であるため、中小企業の研究開発投資を促進させるためにも、繰越控除制度を復活し、繰越控除期間を5年程度にすべきである。

さらに、中小企業においては、試験研究費に含まれる「人件費」について独立した研究開発部門を設けて専任担当者を配置しているケースは稀である。ライン業務と兼務で同時並行的に研究開発を行っているのが現状である。ところが、現行法では、対象とされる試験研究費には、「専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事するものの人件費」に限られている。そのため、たとえ専ら従事していないなくても、従事割合が合理的に算出できる場合には、その割合でもって計算される人件費を税額控除の対象に含めるべきである。

9. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

【条文】措法42の12の3

【意見および理由】(一部加除H27~)

(1) 適用対象となる指定事業を拡大し、併せて、認定支援機関に限定した指導および助言の要件を緩和すること

平成25年度税制改正において、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の制度が創設されたが、適用できる事業

が限られており、建設業や製造業などは適用できない。また、制度の適用にあたっては経営革新等認定支援機関による経営改善に関する指導及び助言が要件の一つに掲げられているが、経営革新等認定支援機関は一部の税理士、公認会計士、金融機関、商工会議所等に限定されていることなどから、制度利用までの制約が多くすぎる。

したがって、指定事業の範囲を拡大するとともに、「経営改善に関する指導及び助言」を税理士、税理士法人等まで対象を緩和する。

(2) 適用対象者に認定経営革新等支援機関等を加えること

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の適用対象者の大前提は特定中小企業者等であることから、むやみに適用対象者を限定することは課税の公平性をうたう応能負担の原則に反することから、適用対象者に認定経営革新等支援機関を加えるべきである。

IV 消費税法に関する改正意見

1. 消費税の基準期間制度を廃止すること

〔条文〕 消法 1①

〔意見および理由〕 (H24～)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間に課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生じる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小企業者に求めるには無理がある。

〔検討〕

基準期間制度による弊害を解決するために、当該課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

2. 仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること

〔条文〕 消法 30⑤

〔意見および理由〕 (H21～)

仕入税額控除における一括比例配分方式は、事務処理能力の不足を補うための制度であり、この方式の2年間の継続適用という個別対応方式への変更制限は、両方式を交互に利用することに恣意性を排除する目的もあるとされている。

しかし、個別対応方式による控除税額は実際の仕入活動をより反映しているものであり、恣意性の問題を指摘すべきものではなく、最近では、経理事務はパソコン等によることが多く、個別対応方式を適用するための要件も整いやすくなっている。

したがって、要件さえ整えばいつでも個別対応方式への変更ができるように改めるべきである。

3. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること

〔条文〕 消法 9⑥、19⑤、30⑤、37⑤

〔意見および理由〕 (H27～)

課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書、課税期間特例選択届出書は、提出後2年間は継続適用しなければ、各選択不適用届出書を提出することができない。

このようないわゆる2年縛りは、各制度・方式の適用・不適用を繰り返すことによる消費税額を計算する場合における事業者の恣意性を排除することにある。しかし、課税事業者を選択した事業者が免税事業者に戻ること、簡易課税制度の選択を取り止めること、課税期間の短縮を取り止めることは、特例的な取扱いを受けることを止めて、原則的な取扱いに戻ることであり、恣意性が問題視されることには当たらないと考えられる。

経済状況の変化など事業者を取り巻く外的要因により、一度選択した制度・方式であっても、翌年には実情に合致しないこととなりうるため、事業者は常に事業計画等を見直す必要があるが、2年縛りの制約が経営判断の足枷となっている。

したがって、恣意性の排除は1年で十分であり、税制が円滑な事業活動を阻害することのないよう、各制度・方式の2年間継続適用の規定を1年に短縮すべきである。

V 地方税法に関する改正意見

1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること

[条文] 地法 388

【意見および理由】（一部加除 H22～）

固定資産税の課税標準となる固定資産税評価額は、相続税、登録免許税、不動産取得税など他の税目の課税標準として援用されており、特に、相続税においては、不動産や取引相場のない株式の評価に影響を与えていた。

ところが、土地については、地方税法において適正時価により評価するとされているが、一般的な土地の取引市場を形成していない市街化調整区域内の雑種地や既存宅地以外の宅地では、実勢価格との乖離が多く見受けられる。

また、家屋については、耐用年数省令を基に減価償却した残存価額と比較しても、異常に高く評価されている。

したがって、固定資産税評価額を算定する際には、他の国税や地方税に与える影響を考慮し実態に即したものとするとともに、その評価基準と算定基準を公開することにより課税の公平を図るべきである。

【検討】

空き家対策として、自治体が危ないと判断した空き家の敷地を、住宅用地の特例の対象から外すことを検討されています。しかし、その措置では住宅用地の特例によって軽減されなくなり固定資産税が増加するとともに、住宅の解体費用を捻出しなくてはならなくなる。そのため、その措置だけで危険な空き家が減少するかどうかには疑義がある。よって、さらに効果的な措置がないかどうか検討すべきである。

2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること

[条文] 地法 72 の 23、72 の 49 の 12

【意見および理由】（一部加除 H19～）

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、社会保険の保護育成を図り、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものである。

このような問題は社会保険政策の中で対処すべきものであり、税制において対応すべき性質のものではないことから、この制度は早急に廃止すべきである。

3. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること

[条文] 地法 72 の 49 の 14

【意見および理由】（～）

個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、その控除額を少なくとも500万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

4. 債却資産の申告書の申告期限を法人税・所得税の確定申告期限に一致させること

【条文】 地法 383. 394 条

【意見および理由】(H27~)

債却資産の申告をするにあたっては、法人は固定資産台帳や法人税申告書別表 16 (2) 等を、個人事業者は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに行うべきであるが、現在の申告期限である 1 月 31 日時点でこれらの書類等が万全である事業者はごく少数であると思われる。通常、事業者は法人税・所得税の確定申告に合わせて、各事業用資産を見直し、取得価額、耐用年数、償却方法等を決定する。また 1 月 31 日は、法定調書合計表等、給与支払報告書の提出期限と重なる。適正な申告および課税もれ防止のために、また中小零細事業者の事務負担軽減の見地からも債却資産の申告期限を法人税・所得税の確定申告期限に合わせるべきである。その場合、併せて賦課期日は、事業年度末（個人は年末）に変更すべきである。

5. 全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一すること

【意見および理由】(一部改訂 H27~)

現在、法人設立に関する届出書等を eLTAX で提出する場合の各種届出様式等は、都道府県あるいは市町村単位では統一されているが、紙による届出書等の提出の場合は各自治体独自の様式になっている為、届出書等作成手続上、関係各自治体の用紙を使用しなければならなく煩雑であり、ひいては各自治体の行政コスト増加の一因になっているものと思われる。

したがって、各種届出等は地方税法で各自治体同一様式の用紙で提出という手続があれば、届出書等提出側の届出手続効率の向上及び行政コスト削減に寄与することが期待できる為、紙様式の統一が求められる。

6. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること

【条文】 地法 34. 314 の 2. 314 の 6 条

【意見および理由】(H27~)

個人住民税の所得割は、所得税と同様に個人の所得を課税標準としているが、所得控除の種類も同じであるにも関わらず、所得控除額の算出方法に違いがあり、課税ベースには差異が生ずる。このことは、いたずらに所得課税制度を複雑にしているだけであり、納税者にとって分かりにくいものとなっている。したがって簡素な税制の構築のために、個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすべきである。

VI 中期的に検討すべき課題

1. 消費税率の引上げに伴う軽減税率の適用について

【意見および理由】（一部加除 H24～）

財政の健全化と社会保障費の安定財源の確保を図るため、消費税率は地方消費税を含めて平成26年4月より8%へ引上げられ、さらに一旦は延期されたものの平成29年4月には10%へ引上げられることが予定されている。

消費税は、所得水準が低い家計ほど所得に対する消費税の負担割合は高くなるという逆進性が以前から問題視されており、税率の引上げに伴い低所得者への配慮をどのように行うべきかが問われている。この逆進性を緩和するための措置として、生活必需品にかかる課税資産の譲渡等に軽減税率（非課税枠の拡大等を含む）を導入すべきとする意見があり、10%への税率引上げに合わせて軽減税率の導入も検討されている。

しかしながら、逆進性対策として様々な視点からの検討は必要であるが、下記の事由により、軽減税率は導入せず、単一税率を堅持すべきであると考える。

- (1) 食料品等の生活必需品への軽減税率の導入は、国民の理解を得やすいことは容易に考えられるが、軽減税率の適用範囲を合理的に設定することが困難であり、課税の中立性を損なう恐れがある。また一度決まった軽減税率の適用範囲を縮小することは、その導入以上に困難である。
- (2) 軽減税率は、全国民に対して適用されるため、当然のことながら高額所得者もその恩恵を受けることになり、低所得者のみを対象とした救済措置とはならず、その格差は正効果・再分配効果は極めて限定的なものにしかなりえない。
- (3) 軽減税率の採用により、事業者の事務負担やシステム等の対応のための経済的負担も増大するものと予想されるが、これらの増加コストは消費者に転嫁されることになる。
- (4) 逆進性の緩和措置は、軽減税率のほか、社会保障給付での手当、税制全体での累進性の確保、低所得者向け還付付き税額控除制度など、幅広く検討するべきである。
- (5) 軽減税率を採用することは、課税ベースを侵食することになり、単一税率の場合と比べて税収減をもたらし、消費税の税収調達力を損ないかねない。
- (6) 軽減税率を採用することにより、税務行政コストやコンプライアンス・コストの増加、経済に対する中立性の阻害といったデメリットも生じることとなる。

【検討】

インボイス方式の導入は、複数の税率への対応が容易なため、軽減税率の採用とセットで論じられることが多いが、インボイス方式の最大の利点は、消費税の適正な課税を担保することにあり、必ずしも軽減税率と関連付ける必要はない。インボイスの導入については、軽減税率の採用とは別個の問題として検討する必要がある。

2. 減価償却制度の見直しについて

【意見および理由】（新設）

現行の法人税が確定決算主義を採用していることから、会計原則、会計基準等の整備が伴わない段階で償却方法を特定の方法に一本化することは、会計と税務の乖離を拡大させることにつながるため、慎重に検討すべきである。

現行の減価償却制度の問題点として、①定率法と定額法とが、その時々の損益状況に応じた節税効果の観点から選択される場合が少なくないこと、②政策税制と異なり設備要件が課されていないため、非効率な投資を助長する結果となっていることが指摘されている。

定率法を廃止して定額法に統一することにより、法人税収の増加が見込まれているが、設備投資に要した費用は当該設備の耐用期間にわたり費用配分されることから、全償却期間を通じた税負担の総額は、定率法と定額法では変わるものではない。すなわち、增收効果は一時的なものと考えられる。

設備投資に要する資金調達について、中小企業の多くは金融機関からの借入に頼ることになるが、一般に借入債務の返済期間は設備投資資産の法定耐用年数に比べて短期間に設定されることから、定額法では投資後の当初の税負担が荷重となり、資金繰りに支障が生じることが危惧される。

今後、減価償却制度を見直すにあたっては、財政基盤が弱い中小企業については、機械や装置などの減価償却方法について、定率法の継続適用が認められるようにすべきである。

3. 確定決算基準の維持について

【条文】 法法 22④、74①

【意見および理由】（H22～）

現行の法人税法は確定決算基準を採用しており、その実質的な意義は、確定した決算において選択し適用した会計処理が適正な会計基準に従い法人税法上も容認できるものである限り、税務計算もそれに拘束され申告調整が認められないことにある。また、確定決算基準には次の機能がある。

- (1) 財務諸表を单一化するという便宜性
- (2) 減価償却など法人の内部取引処理の確認が容易になり申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の安定性
- (3) 企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の真実性

ところが、この基準については、企業会計上の利益を裏付ける会計理論が常に適正かつ正当であるという保証がない限り、その利益を課税ベースとすることには法的な

問題があると考えられており、いわゆる分離主義に移行すべきであるという意見がある。

しかし、もし確定決算基準を廃止した場合には、企業会計とは別に税務計算上の企業利益を算定する必要が生じ、結果として帳簿の作成や決算・申告事務の煩雑化を招きかねない上に、法人税法に網羅的かつ自己完結的な計算規定を設ける必要が生じるなど立法上の不都合が惹起される。

また、企業会計と法人税制が著しく派離した場合には、確定決算基準は形骸化し、その維持が困難になることが予測される。

したがって、現状の企業に実務を考慮すれば、今後も確定決算基準を維持することが適当である。

4. e-Tax と eLTAX の効率的運用について

【意見および理由】（一部加除 H27～）

国税、地方税及び社会保険料の計算の基礎には重複した部分が多く存在している。しかし、これらの申告・納付は、国税庁、地方自治体、日本年金機構及び労働局などへ個別に行わなくてはならず、納税者等に重複した事務負担が強いられているだけでなく、徴収機関がそれぞれ独立していることで、行政コストの肥大化の原因ともなっている。また、今後マイナンバーが導入されていくことからしても、これらの統一的運用が行きやすくなってくることからしてもそれに向けて以下の改正を要望する。

（1）e-Tax と eLTax のシステムを統一し同一のシステムで送信できるようにする。

システムを統一すれば、納税者にとってより効率が良くなり、結果として利用割合の増加が見込まれる。

（2）添付書類をイメージデータでも受け付けること

平成 28 年 4 月 1 日以降一部の書類についてイメージデータで提出できるようになるが、これをさらに推し進めて、すべての添付書類をイメージデータで送信できるようになれば別途紙で送付するものがほとんどなくなり、利便性が大幅に向上升す。

（3）24 時間 365 日いつでも電子申告を送信可能にする。

働き方の変化に伴い働く時間帯が多様化してきており時代になってきているのであるから、それにあわせて、送信可能時間も変化していくべきである。

（4）電子申告をした場合でも、文書による案内もすること

電子申告をすると、それ以降の種々の案内はメッセージボックスに格納され、文書での案内がされない。すべての納税者が常に PC で確認できるわけではなく、また、ウイルスによりパソコンもが破壊されてしまったり、メールが改変されて

しまったりすることもありうることから、文書での案内も継続するべきである。

5. 相続税・贈与税について

[条文] 指法 69 の 4、70 の 7 の 2

【意見および理由】（一部加除 H24～）

（1）相続税の課税方式を見直すこと

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度、ジュニア NISA など、消費の拡大や投資家のすそ野の拡大など経済政策面において有効な特例制度が創設された。一方で、現行の相続税課税方式に歪みを生じさせている。また、相続税の課税ベースを巡る議論については、相続人がその生活基盤として必要とされる財産がどの程度であるかに依拠すべきものであり、単に課税割合の増加を意図して見直すことは適当ではない。

相続税の課税方式のあり方については、遺産取得税方式を視野に今後更なる検討が必要である。

（2）小規模宅地等の特例を見直すこと

事業承継対策として、非上場株式等について相続税・贈与税の納税猶予制度の要件が緩和され、この制度を利用するケースが増加するものと予想されるが、一方、事業承継は法人事業者だけでなく、個人事業者にとっても非常に重要な課題である。

小規模宅地等の特例は、相続又は遺贈により取得した場合に適用があり、生前に贈与された事業用宅地等には適用がない。相続財産に加算される相続開始前 3 年以内の贈与により取得した事業用宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した事業用宅地等についても、小規模宅地等の特例の適用を受けることができるようすべきである。

（3）取引相場のない株式等の相続税の納税猶予を見直すこと

経営承継相続人等が、認定承継会社の非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から相続又は遺贈により取得し、その認定承継会社の事業を承継する場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税が猶予されるが、更なる円滑な事業承継を行うためにその制限を緩和すべきである。

6. 不服申立手続の改革の方向性について

【意見および理由】（H25～）

国税不服審判所の審判官の任用については、今後は民間からの採用を増やす方向にある。その場合は常勤採用されることが条件となっているが、国家公務員法の兼業規則、税理士法等の規制から、税理士等の税務に関する識見を有する者が最も適任であ

ると考えられるが、常勤勤務が壁となっている。事件毎あるいは非常勤としても採用可能となるよう体制を改めることが望まれる。

あとがき

平成 27 年度税制改正大綱（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）は、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、若年層への資産移転を促進させる資産課税の特例措置の拡充・創設、地方創生を目的とする地方拠点強化税制が盛り込まれた。国際課税の分野では、国境を越えた電気通信回線を通じて行われる役務提供取引に対する消費税の課税のあり方が見直され、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例制度が創設された。納税環境整備では、財産債務明細書の調書化、国税関係書類に係るスキャナ保存対象の拡大、調査手続きの見直し等、税制上の所要の措置を講ずることとされた。

今回の税制改正大綱の目玉とされる法人税改革の骨子は、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を後押しするために税率の引下げを先行することにある。法人税率の引下げの効果は、業績が好調な大企業にとっては大きい。しかし、国内企業の 99% を占める中小法人については、その 7 割が赤字法人であるという現状を踏まえて、大綱では、「中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い視点から検討を行う」との指摘に止め、外形標準課税の拡大対象や欠損金の繰越控除限度額の引下げ対象を大企業に限定し、中小企業は除外された。

今後、法人税改革は、これまで応能原則に基づき所得金額を課税標準としてきたものから、企業規模や業績に関係なく幅広く税負担を求める法人税制に変わりつつあり、特に中小法人への課税強化の動向については注視して行かなければならないであろう。

当会調査研究部では、次の三点を基本とした会員各位からの貴重なご意見を募集しておりますので、引き続きご理解ご協力のほど宜しくお願ひいたします。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

平成 27 年 3 月 31 日

北陸税理士会 調査研究部

部長	小栗 嶽	(小松支部)
副部長	盛永 有登	(金沢支部)
"	清水 俊裕	(福井支部)
"	北井 徹	(富山支部)
委員	庄田 啓一	(小松支部)
"	坂上 裕宣	(松任支部)
"	高嶋 浩之	(武生支部)
"	荒本 一俊	(敦賀支部)
"	福島 晃	(高岡支部)
"	高桑 伸英	(砺波支部)
担当副会長	中村 雅紀	(金沢支部)
担当専務理事	瀬戸 順一	(金沢支部)